

家計相談支援事業の基本的な考え方

平成28年7月26日

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 生活困窮者自立支援室

自立支援企画調整官 鍋木奈津子

生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業である**」ことを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

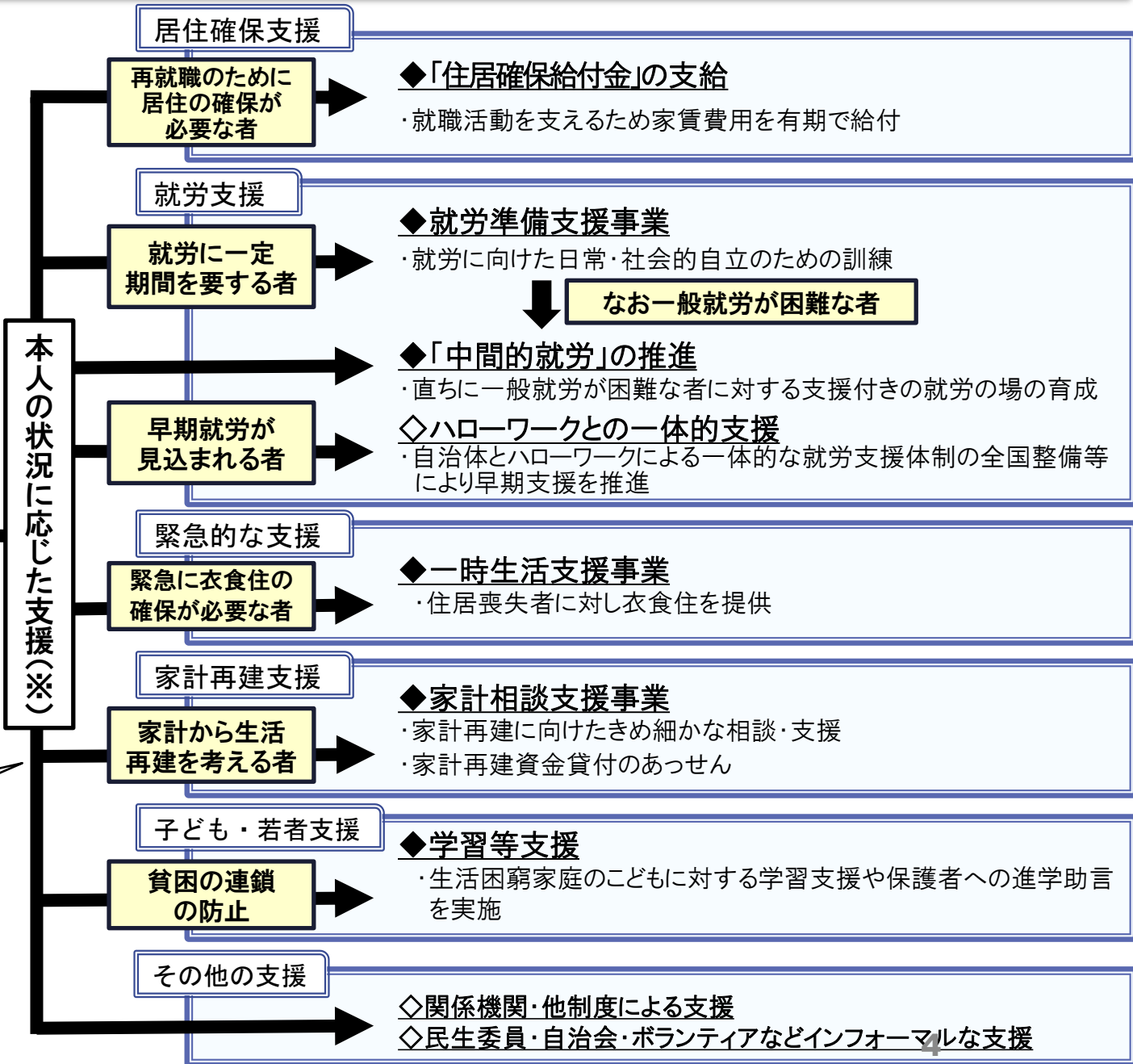
- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆ 自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う



基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

家計相談支援事業の概要

家計相談支援事業とは

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

支援の視点

相談者自身が課題を見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
(アセスメントの実施と家計表を用いた家計診断)

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援
(具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、
具体的な支援内容を提案)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援
(目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施)

総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再生に向けて支援していく。

具体的な支援業務

- 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- 貸付のあっせん など

家計相談支援事業における支援の視点と支援効果

- 家計相談支援では、家計表やキャッシュフロー表等のツールを活用して、「家計」に特化した視点から相談者の課題と現状を明らかにしていく。
- 自立相談支援機関だけでなく家計相談支援機関と一体的に支援を行うことにより、相談者の状況をより一層複眼的に把握することができ、相談者の抱える複合的な課題に対して、早期に適切な支援の方向性を見出すことができる。
- 結果として、再び困窮状態になることへの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。

家計相談と自立相談との連携による 複眼的な課題の把握

- 家計相談は、家計表等を活用して相談者の主訴と実際の収支バランスの不均衡を明らかにしたり、
- キャッシュフロー表を活用することで「世帯単位」「家族単位」で相談者の状況を把握する独自の視点を有する。

自立相談支援事業だけでなく家計相談支援事業を組み合わせることで支援を行うことにより、本人の語りだけでは見えにくい家族や生活全般等の潜在化されやすい課題を、早期に明らかにすることができる。

家計相談の支援効果

家計の状況に対する気づきと理解

家計再生に向けた意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援計画の作成

- ・相談者が自ら家計を管理できるようになる
- ・家計以外の課題についても気づきを得る
- ・家計が安定化する

再び困窮状態になることへの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

家計相談支援事業のポイント

- **相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す**

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)が重要である。

- **相談者自身が家計を管理できるようになることを支援する**

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、自ら家計を管理できるようになることを支援し、再び生活困窮状態に陥ることを予防する。

- **家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ**

家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、多様な社会資源と連携し、各種制度の利用に向けた支援等を行う。

- **貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築**

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。家計相談支援を行うことで、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待される。

生活困窮者自立支援制度における家計相談支援員の役割

- 家計に課題のある人に対し、信頼関係を構築しながら、相談者自身が家計の状況を理解し、家計管理に向けて前向きに取り組めるよう支援する。
- 家計に関する専門的知識に基づき、適切な情報を提供したり、家計表やキャッシュフロー表等の帳票を作成する。
- 各種帳票を活用し、家計の課題を明らかにし、支援の方向性を整理する。
- 家計相談支援機関だけでなく、自立相談支援機関や法テラス、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の担当部局等と連携する。

“きちんと”

丁寧な相談支援

- ・ 対象者の把握
- ・ 信頼関係の構築
- ・ 本人主体による丁寧なアセスメント
- ・ 家計の現状理解に向けた支援
- ・ 家計管理に向けた意欲喚起

“みんな”

チームによる支援

- ・ 自立相談支援事業との連携
- ・ 他事業との連携による効果的な支援の推進
- ・ 各種貸付機関との連携
- ・ 法テラスや多重債務相談窓口、消費生活相談窓口など関係機関との連携
- ・ 公的給付窓口(減免等)との連携

“しっかり”

専門的な支援技術の活用

- ・ 一般的な家計の支出額に関する知識の活用
- ・ 家計表やキャッシュフロー表等の作成を通じた家計状況の「見える化」
- ・ 各種帳票の読み解きと課題の整理
- ・ 家計の視点からの情報提供や助言
- ・ 債務整理全般や改正貸金業法、消費者安全法等の基礎的把握と活用

確認してみましょう

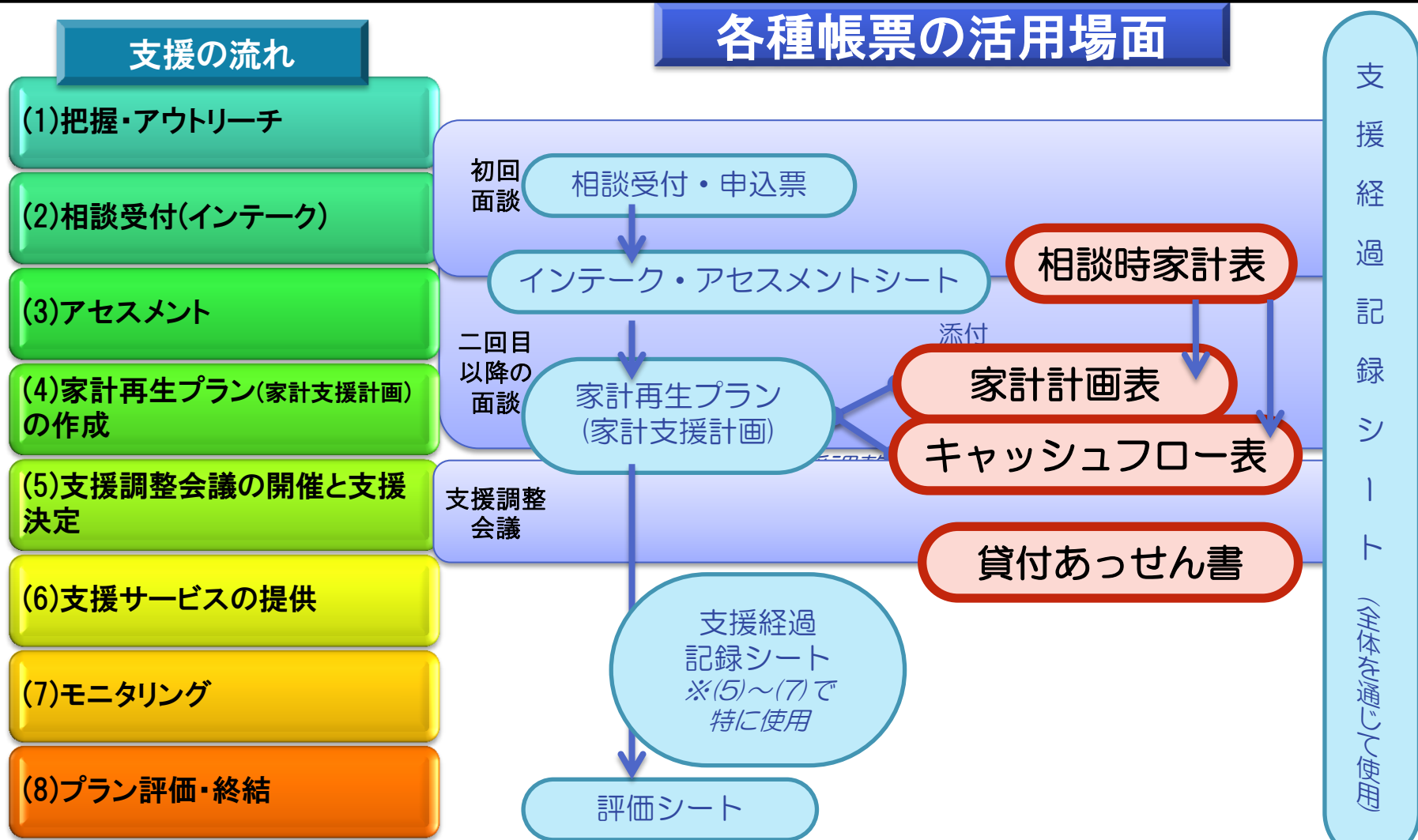
別紙

- ① 『生活困窮者自立支援制度における家計相談支援員の役割』を用いて、家計相談支援員が取り組む内容を確認してみましょう。
- ② 「きちんと」「みんなで」「しっかり」それぞれの項目を確認してください。
- ③ 項目をチェックしてください。
取り組めている → ○
これから取り組みたい → △
特に重点的に取り組みたい → ☆

家計相談支援事業の支援の流れ

家計相談支援事業における各種帳票の活用

- 家計表やキャッシュフロー表等の家計相談独自の帳票は、相談者の潜在化された課題の発見や課題の明確化、家計管理に向けた意欲の向上等に寄与するものである。
- 必ずしも、相談者の家計を詳らかにすることを目的として利用するものではないことに留意が必要である。



家計相談支援事業と自立相談支援事業

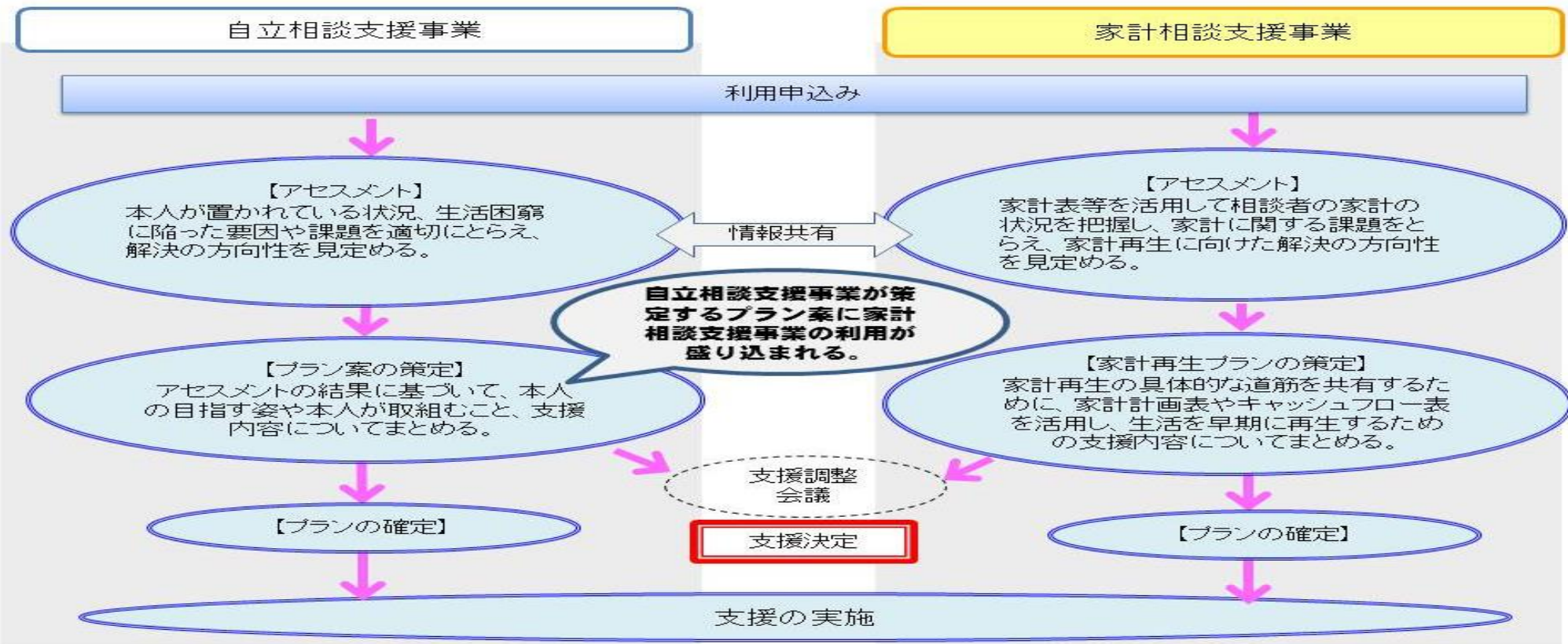
① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計相談支援が必要と判断した場合

→家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計相談支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計相談支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。

② 家計相談支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合

→自立相談支援機関で家計相談支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。
この場合、自立相談支援機関は家計相談支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計相談支援事業以外の支援の必要性を確認する必要がある。

※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインテーク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

相談受付・申込票

1. 相談受付・申込票 (A票)

ID		受付日	平成	年	月	日	受付者	
----	--	-----	----	---	---	---	-----	--

■基本情報 (書ける範囲でご記入ください)

ふりがな					性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()			
氏名					生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)			
住所	〒 -								
電話	自宅	()	-	携帯	()	-			
E-mail									
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名				来談者と ご本人との関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:)			
	電話	()	-	<input type="checkbox"/> その他()					

■ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他()		

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

■相談申込み欄

〇〇様
 上記の相談内容等について、自立・家計相談支援の利用を申し込みます。
 また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

平成_____年_____月_____日
 本人署名_____ 印_____

相談時家計表・家計計画表

(年 月 作成)

相談者氏名 _____
担当相談員名 _____

世帯基本情報	世帯人員計	0人
【内訳】	成人	0人
	うち高齢者	0人
	未成年(下記以外)	0人
	大学生等	0人
	高校生	0人
	中学生	0人
	小学生	0人
	未就学児	0人

収入		金額(円)
名義人	費目	
前月からの繰越金		
基本収入		
本人	給与 ①	
	給与 ②	
配偶者	給与 ①	
	給与 ②	
本人	年金	
配偶者	年金	
同居者()	年金	
臨時収入・賞与		
本人	(賞与 年間 万)	
配偶者		
援助収入や手当等の収入(毎月)		
	雇用保険	
	生活保護	
	養育費	
	援助	
援助収入や手当等の収入(毎月以外)		
	児童手当	
	児童扶養手当	
	援助	
	副次的な収入	
借入金		
借入金	(奨学金)	
借入金	()	
借入金	()	
借入金	()	
借入金	()	
預貯金取崩し		
当月の収入合計		
前月繰越含む収入合計		

支出		金額(円)	小計(円)
費目			
住居費			
家賃			
管理費			
維持費・修理費・更新費			
基本生活費			
食費			
外食費			
電気代			
ガス代			
水道代			
灯油代			
被服・理美容・雑貨費			
医療費・介護費等			
通信費・車両費			
電話・携帯電話・インターネット			
ガソリン代(通勤費含む)			
駐車場代			
車検・車修理代			
通勤交通費			
教育等費用			
学費・保育料・給食費等			
部活動等の費用			
通学交通費			
塾・習い事費用			
お小遣い・仕送り生活費			
教養・娯楽費用			
新聞・本・雑誌・教養用品			
遊興費・娯楽費用			
その他生活費			
酒代/酒飲食交際費			
たばこ・お小遣い			
税金・保険			
税金(住民税・固定資産税・自動車税等)			
社会保険料(国保・国民年金等)			
貯蓄型保険(学資・年金保険等)			
掛捨て型保険(車・火災等)			
その他保険料			
返済金			
住宅ローン			
自動車ローン			
銀行			
消費者金融			
クレジット(キャッシング・物品)			
滞納税金・社会保険料等			
滞納生活費(家賃・光熱水費等)			
個人からの借金			
その他の返済			
預貯金預入れ			
当月の支出合計			
翌月への繰越金			
翌月繰越含む支出合計			

備考
返済金以外の計

相談時家計表

- 相談時家計表は、収支を詳細に把握するために用いるものではなく、家計の収支全体を見てバランスがとれているかどうかを把握するために利用するもの。
- また、相談者が支援員とともに自らの生活を見つめ、家計の現状を把握するために作成するものでもある。

相談時家計表のポイント

- 家計の情報を把握するためだけに用いるものではなく、相談者の生活状況を把握するためのコミュニケーションツールとしても活用できる。
- 相談時家計表は、本人の家計の状態を正確に把握することだけを目的としたものではない。例えば、相談者が支出を過少に捉えていたために家計表が黒字になると、家計表と本人の実感とにずれが生じていることを明らかにするツールにもなる。

家計計画表

- 家計計画表は、相談時家計表を基に家計を見直した結果をまとめ、今後の生活に合わせた家計の計画が見える化したものである。
- 家計計画表の作成がきっかけとなって、相談者本人と家族がお金の使途や目指す生活の姿について話し合うことが重要であり、家族全体の意向が反映された内容になっていることが望ましい。

家計計画表のポイント

- 総務省の実施する「家計調査」等の統計資料から示される、一般的な支出額と相談者の家計状況を比較して、一律に節約などの見直しを提案することのないよう留意する。

家計再生プラン(家計支援計画)

6. 家計再生プラン(家計支援計画)

担当者氏名:

作成日	平成 年 月 日	作成回	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再プラン()回目
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(歳)

○解決したい課題 〈主に、家計相談支援事業により、解決を図りたい課題〉

○目標(目指す姿)〈本人が設定〉 ※家計収支における目標として家計計画表、キャッシュフロー計画表を添付

○プラン 〈家計相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入〉

実施すること (本人・家族等・家計相談支援機関・その他機関)	備考(関係機関・期間・頻度など)

○プラン期間と次回モニタリング(予定)時期等

プラン期間	次回モニタリング時期	次回面談予定日
平成 年 月まで	平成 年 月	平成 年 月 日

本人確認欄

キャッシュフロー表

- キャッシュフロー表は、家計計画表をもとに相談者の家族のライフイベントを書き入れ、3年から5年先までの家計の推移を見ていくもの。
- キャッシュフロー表では、手当や臨時収入等も含めた収支を支給月ごとに記入し、年月の経過とともに変化する出額や、家計の過不足が発生する時期をあらかじめ予測できるようにしていく。

キャッシュフロー表のポイント

- キャッシュフロー表の強みは、年単位での生活の変化等が可視化され、相談者やその家族の将来像や目標を具体的にイメージできるようにする点である。これによって、相談者自身が主体的に家計管理をしていこうという気持ちを抱くことができるようになる。

家計再生プラン(家計支援計画)

- 家計再生プランは、アセスメントの結果に基づき、家計の視点から解決すべき課題や、相談者の目指す姿や支援の内容についてまとめたもの。
- 今後の家計に関する相談者と家族の生活再生に向けたプランであるため、相談者やその家族が納得した内容であることが特に重要であり、支援員が一方的に提案するものではなく、相談者の主体性を重んじた内容でなければならない。

家計再生プランのポイント

- 家計相談支援機関が主となって、相談者とともに取り組む事項を盛り込んだものが家計再生プランである。
- なお、家計再生プランの中には、家計相談支援機関が対応する課題だけでなく、例えば自立相談支援機関で対応する就労等の課題も家計の観点から盛り込むこととなることから、関係機関の役割分担を整理することも重要である。

支援調整会議について

- 支援調整会議は、プランの共有をしたり、プランの適切性を協議する場であり、支援終了時にはプラン（支援）の評価を行うところある。
- こうした支援調整会議での協議を通して、支援の質を担保するとともに、地域に不足する社会資源について把握し、社会資源の創出に向けた検討を行っていくことができる。
- なお、支援調整会議は、プランの作成後にその内容の確認（適切性の確認）を行う会議であり、自立相談支援機関において開催されるケース会議や事例検討会等とは区別されるものである。

支援調整会議の役割

- ① プランの適切性の協議
- ② 支援提供者によるプランの共有
- ③ プランの終了時等の評価
- ④ 社会資源の状況の把握と創出に向けた検討

家計相談支援員に求められる役割

【自立相談支援機関のプランに家計相談支援事業の利用がある場合】

- 原則として家計相談支援員は支援調整会議に参加するものであり、家計再生プランが作成できている場合には、当該会議に提出し共有することが望ましい。
- なお、家計再生プラン作成の前段階として、家計計画表やキャッシュフロー表を作成する必要があるが、それらの作成には時間を要することから、支援調整会議の開催時に当該プランができていないこともあり得る。この場合においては、必ずしも家計再生プランを提出する必要はないことに留意する。

【自立相談支援機関のプランに家計相談支援事業の利用がない場合】

- この場合、家計相談支援員の参加は必須ではないものの、可能な限り支援調整会議に参加しプランに家計の視点が抜け漏れていないか、家計相談支援員として関われることはないか等について意見を述べていくことが望ましい。

※ なお、上記いずれの場合においても、現状では必ずしも家計相談の役割について関係者間で広く共有されているとは言い難い状況であることから、関係機関等が集う当該会議の場を活用して、家計相談の独自性や視点を伝えていくことが重要である。

家計相談支援へのニーズと 利用申込の現状について

家計相談支援に対するニーズ

(全国的データから)

多重債務者の数（平成27年3月時点）

- 5件以上無担保無保証の借入がある人
14万人
- 3件以上無担保無保証の借入がある人
140万人
- 消費生活相談（消費者庁）
年間約3万件
- 財務局（例：東海財務局）
年間約830件
- 多重債務の相談（法テラス）
年間約9万件

租税公課の滞納者数（平成26年度）

- 国民健康保険料：滞納者数
約298万人
被保険者数の9.05%
- 国民年金：1号期間滞納者
約368万人
総数の23.1%
- 地方税：滞納残高
約1.4兆4055億円
滞納率1.1%

経済基盤の弱い世帯

- 世帯で通常必要とされる生活費を月々の収入やその他の収入源でまかなうことができない世帯
20.7%（＝約1000万世帯）
- 病気や事故など急に必要となった出費（50万円程度）を支払うことができない世帯
27.8%（＝約1400万世帯）

内閣府：H24「絆」と社会サービスに関する調査結果より

※生活困窮者自立支援制度の利用の有無に限らず、全国的なデータを示しています。

各地の家計相談支援事業の実施効果

滋賀県野洲市 人口50,858人

- 家計相談の実施によって、過払い金の現状が明らかになり回収を行うことができた。その結果、生活を立て直し、滞納していた税の納付が可能となった。
- また、障害年金の申請を行い、生活の立て直しを図ることができた。

新規相談受付件数 171人※
→うち、家計再生プランは105件
※この中で、多重債務相談46人
(平成27年度分)

- 過払い金回収は7件で3,089万円
- その結果納税された額は約70万円
※今後、過払い金の回収が進めば、滞納の解消はより進む見込み。
- 障害年金の申請 10人

【参考】納税推進課から繋がった相談者17人 → 過払い金の回収 7人
→ 一般就労の決定 3人（社会保険に加入）

熊本県阿蘇市 人口28,169人

- 家計相談を行ったことによって、相談者の家計の現状が見える化し生活の再生を図ることができた。その結果、計画的な返済ができるようになった。

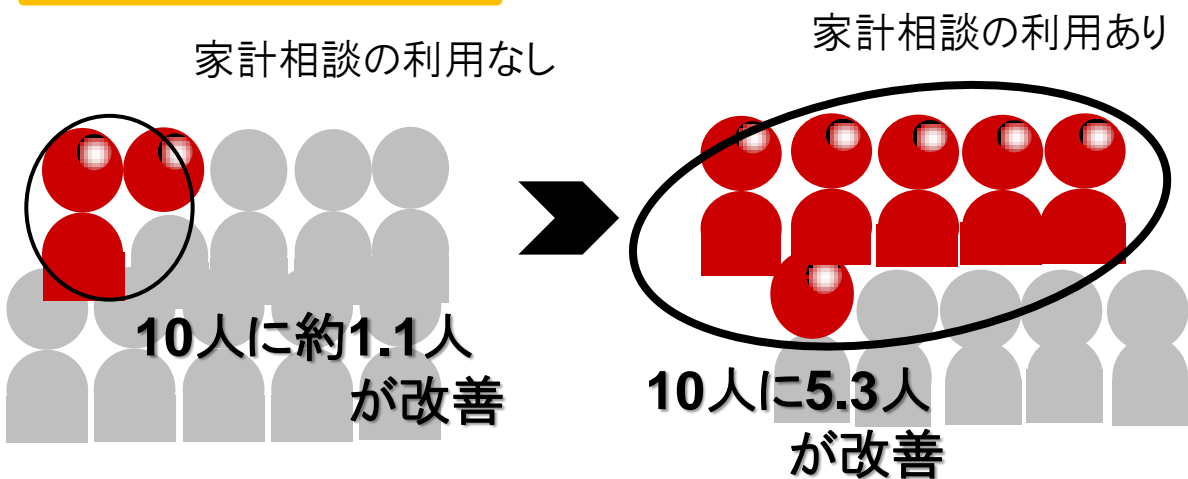
相談受付件数 66件
→うち、家計再生プランは25件
(平成27年度12月分まで)

- 家計再生プランを作成した25件のうち、13件に市税の滞納があった。
- 家計相談支援事業の効果により、市税の分納を開始した額が54万円。

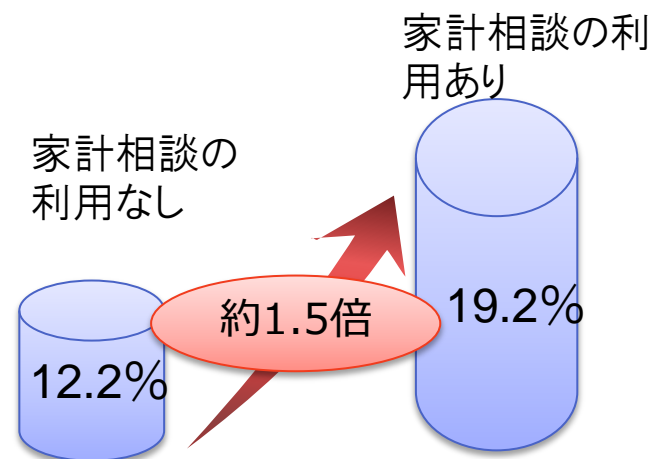
家計相談支援事業の利用の有無別に見た効果について（平成27年度の119自治体の事業実績より）

- 家計相談支援事業を利用した場合、利用しない場合に比べ家計改善に関しては約4.9倍、債務整理に関しては約8.8倍の効果がある。
- こうした家計改善に関する効果だけでなく、家計相談を利用している方が就労収入の増加割合が1.5倍以上高い。
- また、家計相談支援事業の利用により、対人関係・家族関係の改善や、自立意欲の向上・改善、精神の安定といった、心理社会的側面や生活の質の向上等にも寄与する。

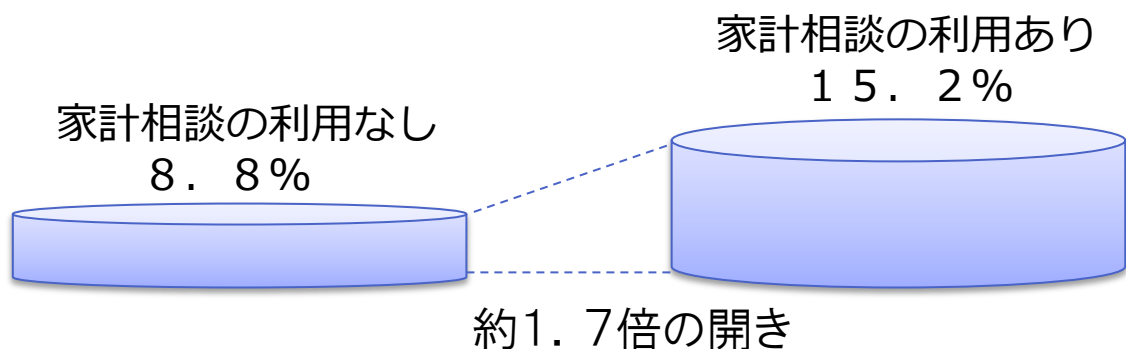
【家計が改善した人】



【増収者の割合】



【対人・家族関係の改善】



その他の効果について

【自立意欲の向上】

約1.2倍の支援効果

【債務の整理】

約8.8倍の支援効果

【精神の安定】

約1.3倍の支援効果